

発行 市川市消防局  
〒272-0021 市川市八幡1丁目8番1号  
TEL 047-333-2111(代) FAX 047-333-8181  
ホームページ <http://www.city.ichikawa.lg.jp/>  
※右のQRコードから消防局のホームページへ直接アクセスできます。

▼QRコード



火災・救急件数(7月末日現在)

- ◆火災 73件【前年比 -9件】
- ◆救急 12,287件【前年比 +353件】

## 熱中症は予防が大切!

### こまめな水分補給で熱中症予防

### 室内でも熱中症に注意

熱中症は、気温や湿度が高い中で、体内の水分や塩分などのバランスが崩れ、体温の調節が出来なくなる事によって起こります。  
炎天下での運動や作業のほか、空調の効いていない室内でも起こることがあります。

### 子供や高齢者は特に注意

子供は体温調節機能が未熟なため熱中症にかかりやすく、また地面の照り返しにより高い温度にさらされますので周りの大人の注意が必要です。  
また、高齢者はのどの渇きや暑さを感じにくく、自覚がないのに熱中症になる危険があります。

子供と高齢者が、汗をたくさんかいている、顔色が悪い、ふらつくなど様子がおかしいと感じたら熱中症を疑ってください。

### 覚えて安心 忘急手当

熱中症かなと感じたら、涼しい場所へ移動し、衣服を緩め、安静にします。  
屋外であれば日陰や風通しの良い場所、屋内であればエアコン、扇風機、うちわなどを利用しましょう。  
スポーツドリンクなどの水分を少しずつ飲む、アイスパックなどで、首、わきの下の付け根などを冷やすことも効果的です。

### こんな時は救急車を

自分で水分補給ができなかったり、脱力感や倦怠感が強く、動けない場合や意識がない(様子がおかしい)、全身のけいれんがあるなどの症状を発見された方は、ためらわずに救急車を呼んでください。

## 熱中症予防のポイント

- 1 部屋の温度をこまめにチェック!**  
室温28℃を超えないように、エアコンや扇風機を上手に使いましょう!
- 2 外出時のひと工夫**  
外出の際は体をしめつけない涼しい服装で、日傘や帽子などで日よけ対策も!
- 3 暑さに負けない対策!**  
のどが渇く前に水分補給! 無理をせず、適度に休憩を! 日頃から栄養バランスの良い食事と体力づくりを!

## 第2回 消防局のお仕事

市民のみなさんがもつと消防を身近に感じることで、防災の意識を高めていただくために、消防に関する特集を掲載していきます。  
第2回目は、「水難救助隊」のご紹介です。

### 水難救助隊は平成6年に発足し、今年で20年の節目を迎えました。

水難救助隊の活動を多くの市民に知っていただき、水辺での事故防止の啓発を行うため、4月に発足した高度救助隊と合同で7月22日(火)に市川市

## 9月9日は救急の日



9月6日(土) 救急広場開催!

「救急の日」は、市民のみなさんに救急業務や救急医療について、正しい知識と理解を深めていただくとともに、救急医療関係者の意識を高めることを目的として、昭和57年に定められ、全国で救急に関する様々なイベントが行われます。

市川市消防局では、救急の日先立ち、9月6日(土)に、ニッケコルトンプラザで救急広場を開催します。

市民プールにおいて、水難事故対応訓練を実施しました。



▲江戸川での事故を想定した訓練

市民プールを利用していた市民の方は、普段目にする機会の少ない水難救助訓練の様子に興味深く見守っていました。

### 水難事故に備え 小さな資機材も

水難事故の際は一刻も早い救助が必要となるため、救助隊は日々様々な資機材を使用した訓練を行っています。

救急広場では、心肺蘇生法とAEDを使用した救命処置法や、食べ物などの奥に詰まった時の対処方法、けがをした人に応急手当を行う方法などを体験しながら学ぶことができます。  
その他に、水ヨーヨーつり、子ども用防火服の着用体験など、子どもから大人まで楽しく体験・学習ができるようなコーナーをご用意しています。

【日時】平成26年9月6日(土) 13時00分～15時30分

【場所】市川市鬼高1丁目1番1号 ニッケコルトンプラザ内「コルトンホール」及び「タワーコート」

【協力】日本毛織株式会社 ニッケコルトンプラザ

【問い合わせ】消防局 救急課

TEL 047-333-2111 音声ガイダンス②(平日9時～17時)



一見すると物騒なこの道具は、「救命策発射銃」というもので、発射され水面に落ちると、ロープと繋がった浮輪が出てきます。救助隊がこのロープを引っ張ることで、救助を行います。また、状況に応じ発射物を変えて使用します。

### 全国で水の事故が発生しています。

海や川へ出かける際には天候の変化に気をつけ、立入禁止の場所には入らない、子供だけで遊ばない、目を離さない等を心がけましょう。

## 市川市南消防署 七夕に園児の皆さんと火災予防を呼びかけ

写真:行徳保育園の園児



市川市南消防署では、初夏の風物詩である七夕に、管内の新浜幼稚園・行徳保育園の園児と一緒に、将来の夢と防火の願いを込めて七夕飾りを作成し、道行く市民に火災予防を呼びかけました。

### 災害現場で命を守る！ 消防救助技術大会



平成26年6月3日(火)に千葉県消防学校訓練場で、第39回消防救助技術千葉県大会が行われました。

人命救助のプロフェッショナルとして、火災をはじめ地震や風水害、交通事故や水難事故など最前線で活躍する救助隊員は、過酷な救助活動に耐えうる強靱な体力と精神力を日々の厳しい訓練の中で培っています。

この大会は県内消防本部の救助隊員が一堂に集まり、日々の成果を大会を通じて発表し、救助技術を相互に向上させることを目的に行われています。

大会は県大会、関東地区指導会、全国大会があり、県大会の上位入賞者が関東地区指導会へと出場することができます。

本市消防局は、ロープブリッジ渡過、はしご登はん、ロープブリッジ救出、引揚救助、障害救助とロープブリッジ救出が入賞し、上位に入賞したロープブリッジ救出1チームが、7月31日(木)に開催された「第43回消防救助技術関東地区指導会」へ出場しました。

### 隊員の意気込み！

救助隊の最終目標は災害現場での人命救助です。救助訓練を通して救助隊員の原点である体力、ロープワークそして精神力を養い、常に平常心を保つことを学び、その経験を災害現場に生かしていきたいと考えています。

人は、必死な姿や一生懸命な姿に対し、大きく心を動かされます。私たちは、まだまだその努力が必要です。市民の皆様への生活に安心感を与えられるように、自ら苦しい訓練に立ち向かう努力をしていきたいです。

また、この訓練で応援してくださる皆様に、感謝の気持ちを忘れることなく、日頃の訓練の成果を発揮して全国大会を優秀な成績で締めくくることができるよう、頑張っていきたいと思います。



「消防団消防操法大会」が開催されました！  
「消防操法とは？」  
水の入った水槽からポンプ車や小型ポンプを使用して、火災現場を想定した的にホースを延ばして放水し、ポンプ、ホースなどの操作の速さ、正確さを競います。

平成26年6月1日(日)に北消防署に隣接する大野消防訓練場(大野4丁目2163の1)にて、市制施行80周年記念第54回市川市消防団消防操法大会が行われました。

この大会は、「自分達の街は、自分達で守る」という精神のもと、消防団員が災害時における迅速で安全な消防活動を行うための基本となる、消防操法の技術を競うとともに、消防技術の向上と士気の高揚を図ることを目的とした大会です。

上位入賞を果たしたチームが市川市消防団の代表として、東葛飾支部大会、千葉県大会に出場しました。

- 第33回東葛飾支部 消防操法大会結果 (6月22日)
- ポンプ車の部 努力賞 市川市第22分団 (管轄区域 押切、湊、湊新田、香取、福栄、行徳駅前2,4丁目、塩浜2,3丁目、欠真間、新浜)

- 小型ポンプの部 2位優秀賞 市川市第17分団 (管轄区域 柏井町、奉免町) (千葉県大会へ出場)
- 第50回千葉県消防操法大会結果 (7月26日)
- 小型ポンプの部 努力賞 市川市第17分団 (管轄区域 柏井町、奉免町)



消防団員募集中です！  
詳しい情報は消防局Webサイトをご覧ください。

### 災害発生時の心得

むやみに移動を開始せず  
落ち着いた行動を



大規模な災害が発生すると公共交通機関が運行を停止し、帰宅が困難になることが予想されます。

しかし、多くの人が一斉に徒歩で帰宅を始めると、火災や建物からの落下物などにより負傷する危険があるばかりでなく、災害時に優先されるべき救助・救急活動の妨げとなることもあります。

**むやみに移動を開始しない** **日頃から準備しておきたいこと**

- まずは自分の身の安全を確保しましょう。
- 職場や集客施設等の安全な場所にとどまりましょう。
- 災害用伝言サービスにより家族の安否や自宅の無事を確かめましょう。
- 交通情報や被害情報などを入手しましょう。
- 徒歩やバスにより帰宅経路の状況、コンビニの場所を確認しておきましょう。

**火災予防条例が改正されました**

平成25年8月の京都府福知山花火大会で、多数の死傷者を出す火災事故があったことを踏まえ、多数の者の集合する催しに際し防火管理体制を強化するため、市川市火災予防条例の一部が改正されました。

改正内容については次のとおりです。

1. 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し(近親者等による催しは除く。)において、移動式ガスコンロなどの火気器具を使用する場合、平成26年8月1日より、消火器の準備が必要になります。
  2. 平成26年10月1日より、消防局長は、花火大会などの大規模な催しを「指定催し」として指定し、この指定を受けた催しの主催者は、防火担当者を定め、また、火災予防上必要な業務計画を防火担当者に作成させ、事前に消防長に提出することが義務付けられました。なお、この計画書を提出しなかった場合は30万円以下の罰金が科されます。
- 詳しくは消防局Webサイトをご覧ください。
- QRコードからもアクセス出来ます。
- 【問い合わせ】  
消防局予防課  
電話3333・2111  
(音声ガイダンス①予防課)  
※平日9時～17時